

改 定 概 要

今年度の農水省・林野庁の積算基準改訂内容において、価格影響が大きい一般管理費等率の改定を令和7年5月より前倒し適用する。

(1)一般管理費等率

令和7年5月から、測量業務における一般管理費等率について、下記のとおり適用する。

(現行)

50 万円以下	50 万円超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
	算定式により求められて率とする。 ただし、変数値は下記による		
	A	B	
91.2%	371.23	-0.107	51.7%



(改定)

50 万円以下	50 万円超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
	算定式により求められて率とする。 ただし、変数値は下記による		
	A	B	
95.8%	288.5	-0.084	61.4%